

令和2年第3回北海道議会定例会 一般質問 開催状況  
(経済部環境・エネルギー局環境・エネルギー課)

開催年月日 令和2年9月23日  
質問者 日本共産党 宮川 潤 議員  
答弁者 知事、経済部長

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p><b>二 特定放射性廃棄物最終処分場等について</b> <b>(一) 特定放射性廃棄物最終処分について</b> (宮川議員) 寿都町が8月、特定放射性廃棄物最終処分場の文献調査への応募を検討していることが明らかとなり、11日には、神恵内村商工会が「文献調査の受け入れに向けた取り組みの促進」の請願を村議会に提出したことが確認されました。 知事と寿都町長との3日の直接会談では、寿都町長は、最終的な判断は若い世代を中心とした住民だとする一方、個人として精密調査まで視野に入れていると表明しています。そこで以下伺います。 知事が理解を求めている「北海道における特定放射性廃棄物に関する条例」が2000年に制定された際、当時の堀達也知事が「特定放射性廃棄物を受け入れない」といった考え方を内外に明らかにしようとするものであり、これが担保措置になる」と明言しています。鈴木知事は、本議会で「受け入れる意思がない」と表明していますが、当初の「受け入れない」という考えを確実に継承しているのか、担保措置となりうるのか、明確な答弁を求めます。</p> <p><b>(二) 深地層研究センターと文献調査の位置づけの違いについて</b> (宮川議員) 深地層研究センターと文献調査についてであります。幌延の深地層研究センターはあくまで研究にとどまり、核廃棄物の受け入れはしません。しかし、寿都町、神恵内村が手を上げようとしている文献調査は最終処分場の前提であり、法の適用が全く違うものであります。法の適用の違いを明確にお答え願います。</p>	<p>(知事) 「北海道における特定放射性廃棄物に関する条例」についてであります。この条例は、幌延深地層研究の受け入れに当たって、道民の皆様の中に不安や懸念がある中で、道議会での議論を踏まえ、道内に最終処分場を受け入れる意思がないとの考えにより、特定放射性廃棄物を持ち込ませないための担保措置として制定されたものであり、道としては、現在まで20年にわたってその役割を果たしてきたものと考えております。</p> <p>(経済部長) 特定放射性廃棄物最終処分に関し、法の適用についてであります。文献調査は「特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律」第6条に基づき、概要調査地区を選定しようとするときは、あらかじめ行わなければならないものとされ、文献調査の対象地区の中から概要調査地区を選定しなければならないとされています。 同様に、同法第7条で、精密調査地区を選定しようとするときは概要調査の対象地区の中から、また第8条では、最終処分施設建設地を選定しようとするときは精密調査の対象地区の中から、それぞれ選定しなければならないこととされており、また、同法第4条第5項で、これらの調査地区や建設地の所在地を定めようとするときは、経済産業大臣は、知事及び市町村長の意見を聴き、これを十分に尊重しなければならないとされています。 一方、日本原子力機構の幌延深地層研究センターは、「国立研究開発法人日本原子力研究開発機構法」第4条に基づき、高レベル放射性廃棄物の処分等に関する技術の開発を総合的、計画的かつ効率的に行うとともに、これらの成果の普及等を行うものとされております。</p>

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p><b>(三) 知事意見の位置づけについて</b> (宮川議員) 特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律の第4条第5項では、概要調査地区を定める際「経済産業大臣は、知事及び市町村長の意見を聴き、これを十分に尊重してしなければならない」としているものの、決定権は国にあります。 知事意見に反しての「選定はない」とする大臣文書を担保措置と評価しているが、その根拠は何ですか。伺います。</p> <p><b>(四) 処分技術の確立等について</b> (宮川議員) 特定放射性廃棄物の最終処分に関し、処分地の選定から処分までの過程における安全性が担保できる様々な科学的知見や技術が確立されているか伺います。 特定放射性廃棄物は、通常の使用済み核燃料とは違い、濃縮・分離を経て、20秒で致死量となる極めて高い放射線量となっています。どのようなリスクを持ったもので、総放射線量はどれくらいか。全国各地からどれだけの量が持ち込まれ、どのような規模の施設を想定していますか。札幌市を例に具体的に示していただきたいと思います。</p> <p><b>(五) 住民の不安や反対の声について</b> (宮川議員) 知事は周辺自治体や漁協、関係団体等から意見を聞いたとのことですが、私どもも直接、寿都町などの住民の方々から不安の声を伺ってまいりました。「処分場の話が持ち上がって、孫からもう行かないと電話がかかってきた」、「本州の友達に特産を勧めることができない」といった訴えが次々出てきています。風評被害にとどまらない影響が出ていると考えますが、どう受け止めているのか伺います。</p>	<p>(知事) 経済産業大臣からの文書についてではありますが、寿都町からの照会に対し、9月2日付けで、経済産業大臣から寿都町へ発出された回答文書では、当該都道府県知事又は市町村長の意見に反して、概要調査地区等の選定を行うことはないことなど、これまでに大臣が記者会見などでご発言されている内容が明確にされており、また、9月4日に私が大臣とお会いした際も、大臣から、知事の反対があれば次の調査に進まない旨言及され、さらに、9月10日の国から道に対する回答にも、同様の内容が言及されていることから、担保措置になるものと受け止めております。</p> <p>(経済部長) 特定放射性廃棄物の処分についてではありますが、地層処分については、放射性廃棄物の処分方法として最も現実性が高いとの認識が国際的に共有されており、我が国においては、現在、幌延深地層研究センター等において、安全規制・安全評価や信頼性の向上に向けた研究開発等が進められているところです。 また、国の資料によれば、特定放射性廃棄物を固めたガラス固化体からは、製造直後は毎時1,500シーベルトほどの放射線が出るとされ、その線量は、仮に人間が真横に立てば、20秒弱で生命に影響が及ぶとされており、厚さ約1.5メートルのコンクリートで遮へいすることで、その外に人間が立ち入ることも可能とされています。 国が全国で1箇所建設するとしている最終処分場は、ガラス固化体を4万本埋設できるもので、その規模は、地上施設で1から2平方キロメートル程度、地下施設で6から10平方キロメートル程度とされており、約1.7平方キロメートルの北海道大学札幌キャンパスと比較すると地上施設はほぼ同じ面積、地下施設は約5倍程度の面積に相当します。</p> <p>(知事) 文献調査などによる影響についてではありますが、道では、隣接3町村や漁業者の皆様をはじめ、様々な方々からお聞きした生の声として、寿都町長や経済産業大臣にお会いした際に、1次産業への影響など、風評被害に対する懸念の旨を直接お伝えをしたところであります。 道としては、仮に影響が見られる場合、その対応については、国が前面に立って取り組むべきものと考えており、そうした声が寄せられた場合には、国や事業実施主体である「原子力発電環境整備機構」、いわゆる NUMO に伝えるとともに、具体的な対応を求めてまいります。</p>

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p><b>【再質問】</b>  <b>二 特定放射性廃棄物最終処分等について</b>  <b>(一) 特定放射性廃棄物最終処分について</b>  (宮川議員)  条例の制定当時の堀知事は、議場で、最終処分場を受け入れないと明確に説明しています。  鈴木知事は、最終処分場を受け入れる意思がないと言い換えています。堀知事の受け入れないと全く同じだと受け止めていいのか、明確にお答えをお願いします。  同時に、鈴木知事は、この条例を今後ご自身が継承していく決意をお持ちか、明確にお答えください。</p> <p><b>(三) 知事意見の位置づけについて</b>  (宮川議員)  法に照らしても、文献調査は最終処分場の建設を目的とするものであります。  知事、町長等の反対で選定されないことについて、大臣からの回答文書が担保措置となるとお考えでしたが、法律にはそう書かれていないのではありませんか。明確にお答えください。また、担保となる国からの回答文書はどのようなものか伺います。</p> <p><b>(四) 処分技術の確立等について</b>  (宮川議員)  地層処分についてですが、いまだ幌延深地層研究センターにおいては、技術開発が確立していません。実現可能時期は不明とされています。その上、特定放射性廃棄物を全国から一手に集めるといのは日本中のリスクを背負い込むこととなりますが、その認識がわかりか伺います。道民に、特定放射性廃棄物がどういった危険性を持ち、管理が困難であるかを知らせる必要があると考えますがいかがですか。知事はどう行動されるのか伺います。</p> <p><b>(五) 住民の不安や反対の声について</b>  (宮川議員)  寿都町の説明会では、参加者から「僕の弟は原発のトイレの町で過ごすのですか、弟に町のことを何と教えてあげればいいのか」との発言もありました。知事として、こうした発言をどのように受け止めておられますか。きっぱりと反対を表明すべきではありませんか。伺います。</p>	<p>(知事)  「北海道における特定放射性廃棄物に関する条例」についてであります。この条例の制定時の道議会答弁で、当時の知事は、「道が条例を制定しようとするのは、特定放射性廃棄物を受け入れないといった考え方を内外に明らかにしようとするものであり、これが担保措置になるものと考えている」と述べられているところであります。  このため、私としては、この条例は、道内に最終処分場を受け入れる意思がないとの考えにより、特定放射性廃棄物を持ち込ませないための担保措置として制定されたものと認識をしており、現在まで20年にわたってその役割を果たしてきたものと考えております。</p> <p>(知事)  最終処分法についてであります。この法律の第4条第5項では、「都道府県知事及び市町村長の意見を聴き、これを十分に尊重しなければならない」とされており、寿都町へ発出された文書回答の内容と同様に、9月4日に私が大臣とお会いした際にも、大臣から、知事の反対があれば次の調査に進まない旨、直接お聞きをしたところであります。  また、道としても、経済産業省に直接、事実確認を行い、大臣の発言と同じ回答を得たところであり、担保措置になるものと受け止めております。</p> <p>(知事)  特定放射性廃棄物についてであります。国においては、最終処分場は全国で1箇所建設することとしているところであります。  また、国はエネルギー基本計画において、特定放射性廃棄物の問題の解決に向け、「国が前面に立って最終処分に向けた取組を進める」としており、道としては、国において、安全性を最優先に、十分な情報提供を行い、国民の理解を得ていくことが不可欠であると考えていることから、引き続き丁寧な説明を行うよう、国に対して求めてまいります。</p> <p>(知事)  住民の方々の声などについてであります。道ではこれまで様々な方々から不安や懸念の声をお聞きをしており、私から大臣や町長に対し、そうした声とともにいていねいな説明が必要なことについて、直接お話をさせていただいたところであります。  文献調査は知事の意見を求められることにはなっておりませんが、最終処分場の建設地選定のプロセスの最初の段階であることから、道としては引き続き寿都町に対し、条例の遵守と慎重な対応についてご理解いただけるよう、今後とも様々なレベルで対話を重ねてまいります。</p>

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p><b>【再々質問】</b>  <b>二 特定放射性廃棄物最終処分場等について</b>  <b>(一) 特定放射性廃棄物最終処分について</b>  (宮川議員)  ただいまの答弁で条例が20年間役割を果たしてきたと知事はされました。20年間の過去ということだけではなく、将来にわたって受け入れないということについて、まず明確にお答えを願いたいと思います。</p> <p><b>(三) 知事意見の位置づけについて</b>  (宮川議員)  次に知事の意見の位置づけについてであります。大臣と会って話をされたとか、そう意見を聞いたということは分かりましたけれども、国から道への回答は文書で確認できるようなものとなっているということで確認させてよろしいですか。伺います。</p> <p><b>(四) 処分技術の確立等について</b>  (宮川議員)  次に処分技術の確立についてであります。ていねいな説明を国に求めると言っても、国は処分場の建設を進めたいという立場で、道は受け入れないとの立場のほうであります。国の立場で説明を進めさせて良いのですか。道として、非常に危険なものであることなどを、住民に説明する必要があるのではないですか。  また、答弁でエネルギー基本計画において放射性廃棄物の問題の解決に向けて進められるということでありました。このエネルギー基本計画は核燃料サイクルが位置づけられているものであります。高速増殖炉計画では事故が相次いで、2016年にもんじゅの廃炉も決まりました。核燃料サイクルは破綻しているのですが、知事はその点についての認識はいかがですか。  寿都町、神恵内村だけではなくて、周辺市町村や北海道全体を巻き込む問題となります。道民の意見としても反対は明白であると考えますが、知事はどう考えていらっしゃいますか。  日本学術会議は、原子力発電をめぐる大局的政策についての合意形成に十分取り組まないまま、高レベル放射性廃棄物の最終処分地の選定という個別的課題についての合意形成を求めるのは、手続的に逆転しているとしています。原発の稼働をまず止めることが最優先ということになりますけれども、この点について知事の見解を伺いたいと思います。</p>	<p>(知事)  「北海道における特定放射性廃棄物に関する条例」についてであります。私としては、この条例は、道内に最終処分場を受け入れる意思がないとの考えにより、特定放射性廃棄物を持ち込ませないための担保措置として制定されたものと認識をしており、現在まで20年にわたってその役割を果たしてきたことは、尊重すべきであると考えております。</p> <p>(知事)  最終処分法についてであります。寿都町へ発出された文書と同様に、私が大臣とお会いした時にも、大臣から、知事の反対があれば次の調査に進まないとの旨、直接お聞きをしたところであり、道としても、この内容について、経済産業省に直接事実確認を行っていることから、担保措置になるものと受け止めております。</p> <p>(知事)  処分場についてであります。道としては、これまでも市町村向けの会議や処分場に係る国の説明会等において、特定放射性廃棄物に関する条例の遵守について発言してきたところであります。  特定放射性廃棄物についてであります。国は「エネルギー基本計画」において、核燃料サイクルの推進とともに、特定放射性廃棄物の問題の解決に向け、「国が前面に立って取組を進める」としており、道としては、国において、安全性を最優先に十分な情報提供を行い、国民理解を得ていくことが不可欠であると考えております。  条例の遵守についてであります。道の条例は、道内に処分場を受け入れる意思がないとの考えに立って制定されたものであり、引き続き、市町村において、条例の遵守と慎重な対応についてご理解いただけるよう、様々なレベルで対話を重ねてまいる考えであります。  原発についてであります。原発は安全性が確保されることが大前提であり、規制委員会において、最新の知見を反映した厳格な基準に基づく厳正な審査・確認を行っていただくことが重要と考えており、泊発電所については、現在、規制委員会における厳正な審査が継続中であることから、予断を持って申し上げる状況にありません。</p>

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p><b>【指摘】</b>  (宮川議員)</p> <p>議長の特段の許可を得て、発言させていただきたいと思ひます。危険な放射性廃棄物を全国から集めて地下に埋める。その危険は10万年も続きますが、誰がその上の地上に住みたいと思ひるのでありましようか。知事は、ぶれること無く最終処分場建設につながる調査に反対を貫いていただきたいと改めて申し上げます。</p> <p>寿都町長は、調査による交付金のためと言ひ、神恵内村議会への請願者は処分場建設による雇用のためと言ったと報道されています。まちづくりを願ひるのであれば、住民が住めなくなるようなものを誘致してカネを得るのではなくて、まちの持つ魅力と基幹産業を住民とともに生かす道を探るべきであります。</p> <p>地方の財政と人口減少は厳しいものがありますが、国の交付税削減や第一次産業振興策の不十分さこそ大きな問題であり、その対策は政府の責任において行われるべきであります。放射性廃棄物処分場の誘致やそれにつながる調査によって、その町だけ豊かになろうとするのではなく、町の発展の可能性は基幹産業を基軸にすべきであり、国の地方財政と地方の振興策こそ見直される必要があります。</p> <p>知事は、その立場から処分場建設と調査に反対するということを貫くように申し上げて、発言を終わります。</p>	